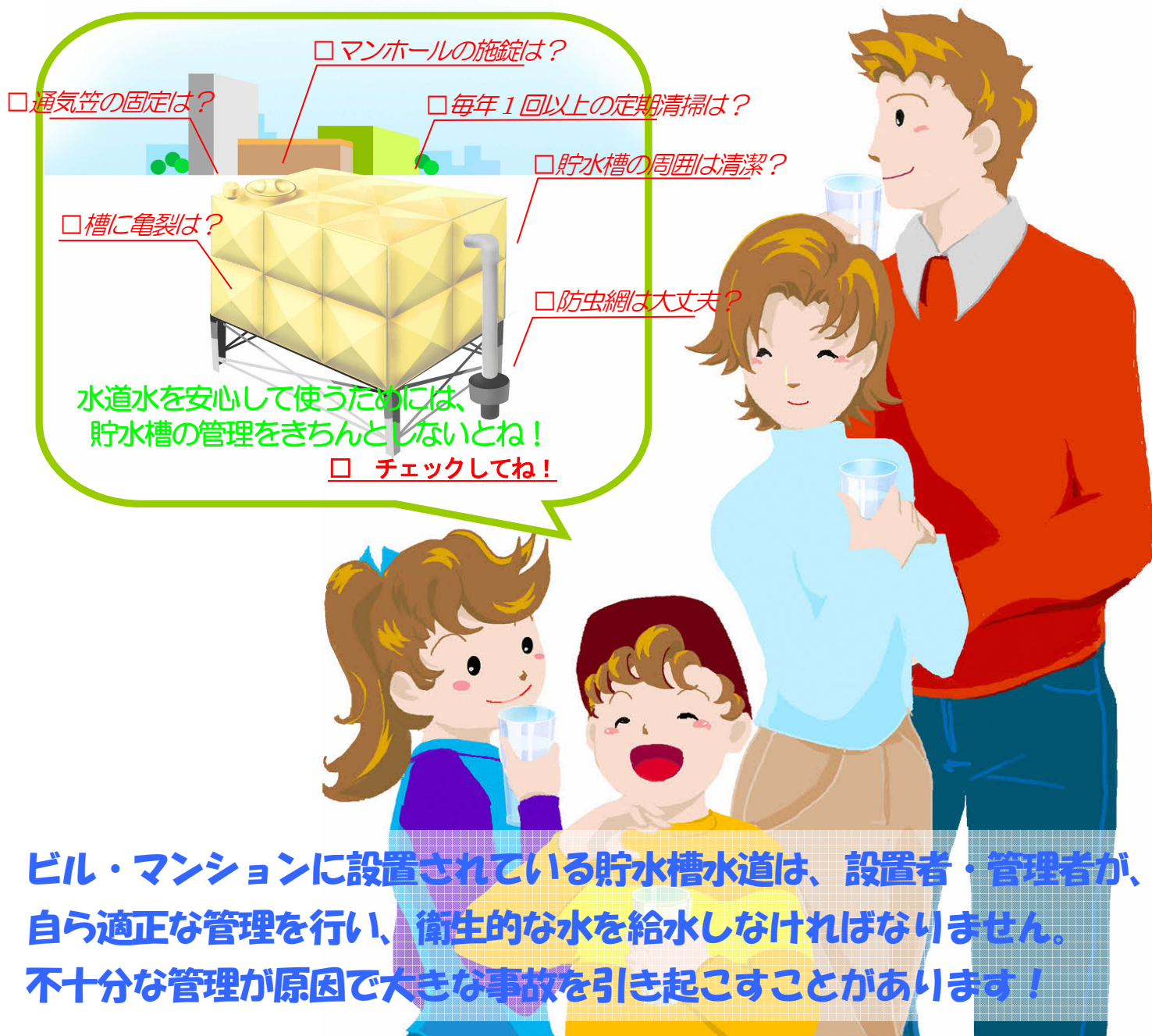


貯水槽の管理は大丈夫ですか？

ビル・マンションの貯水槽は、適正な管理が必要です。



小規模貯水槽水道とは、

小規模貯水槽水道とは、上下水道局からの水を貯水槽に受け給水する方式（貯水槽水道）のうち「貯水槽（受水槽）の有効容量が 10m^3 以下のもの」をいいます。

貯水槽(高置水槽)

貯水槽（受水槽）

(有効容量 10m^3 以下のものが、
小規模貯水槽水道です。)



直結式給水

市町村水道からの水が、配水管から蛇口まで切れ目なくつながったパイプで給水されている方式で、2階建てまでの建物では、通常この方式が使われています。

地域によっては、3階建て以上への直接給水も実施されています。

貯水槽水道

3階建て以上のビル、マンション等の建物で、上下水道局からの水を貯水槽（受水槽）に受け、ポンプで屋上の高置水槽へ給水する方式です。

また、高置水槽を設けずに貯水槽（受水槽）からポンプで直接建物へ給水する方式もあります。

小規模貯水槽水道の管理について



- 小規模貯水槽水道の管理は、設置者・管理者が自らの責任で行わなければなりません。小規模貯水槽水道のような貯水槽水道では、貯水槽（受水槽）以降の給水施設及びこれらの施設から供給される水の水質は、小規模貯水槽水道の設置者等が管理する必要があります。

例えば、分譲マンションの場合は、小規模貯水槽水道の設置者・管理者である管理組合等が、賃貸マンションであればマンションの所有者である家主等が、小規模貯水槽水道の管理をしなければなりません。

- なお直結式給水の場合は、給水管並びにこれと直結している給水器具によって、給水される水の水質は、枚方市上下水道局の責任範囲となります。
- 枚方市では、「枚方市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領」により、管理基準や水質検査の実施について定めています。
要領のくわしい内容は、枚方市のホームページをご覧くださいか、枚方市保健所保健衛生課へお問い合わせください。
- 貯水槽水道から直結式給水への変更を検討される際は、協議・申請が必要となりますので、上下水道部上水道管理課へお問い合わせください。



小規模貯水槽水道の正しい管理のポイント！

貯水槽（受水槽・高置水槽）は清潔に！

- 貯水槽の清掃は、**毎年1回以上定期的に実施しましょう！**

貯水槽の清掃には、専門的な知識、機器が必要です。建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、「知事に登録している建築物飲料水貯水槽清掃業者」に依頼して実施しましょう。

- 貯水槽の点検を行い、**管理状況が適正であるかの検査を受けましょう！**

日頃から貯水槽の「マンホールが破損していないか?」、「水槽に亀裂がないか?」等、設備の不備により水を汚染することがないように点検しましょう。日常の点検が、大きな事故を未然に防ぎます。

また、管理状況が適正であることを確認するため、水道法第34条の2に規定される「厚生労働大臣登録の簡易専用水道定期検査機関」の検査を活用しましょう。



定期的に水質検査を実施しましょう！

- 定期的に水質をチェックしましょう！

水道の蛇口において、水の色、濁り、臭い、味に異常がないか、1週間に1回以上確認しましょう。透明なガラスコップに蛇口の水を入れて、明るいところで透かして見てみましょう。

また、測定器を用いて残留塩素についても確認しましょう。

- 「水が変かな?」と、思ったら！

水の色、濁り、臭い、味等に注意して、異常があれば給水を停止して、必要な項目について水質検査を実施してください。水質検査は、大阪府保健所や民間検査機関にて有料で実施することができます。検査の受付日、手数料等については、各検査機関へお問い合わせください。



汚染がわかったら！（ただちに保健衛生課へ連絡を！）



- 給水する水が人の健康を害することがわかったときは、ただちに給水を停止し、利用者にその旨を知らせるとともに、枚方市保健所保健衛生課に連絡して必要な指示を受けてください。
- 水質検査の結果、水道法の水質基準を越える汚染が判明したときは、枚方市保健所保健衛生課に連絡して指示を受けてください。

枚方市保健所 保健衛生課

〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13-13 TEL 072-807-7624 FAX 072-845-0685

枚方市上下水道局 上下水道部 上水道管理課

〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町20-3 TEL 072-848-4199 (代) FAX 072-847-8846